

## 京都市告示第289号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）駐車場を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成16年9月24日

京都市長 榊 本 頼 兼

### 1 駐車場の名称

13号久世高田地区東自転車等駐車場

14号久世高田地区西自転車等駐車場

### 2 都市計画を変更する土地の区域

京都市南区久世上久世町，久世高田町の各一部

### 3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）